委任者	住	所				
	П.	Ħ				
		2 1				

次の者を代理人と定め、登別市カルルス・上登別地区住民タクシー利用支援事業実施要綱第5条第2項により交付決定を受けた住民タクシー利用券について、住民タクシー利用券相当額の受領について、請求及び受領の一切の権限を委任します。

令和 年 月 日

受任者 住 所 室蘭市東町3丁目1番27号

氏 名 室蘭ハイヤー株式会社 代表取締役 木村 尚司

受任者 住 所 登別市大和町1丁目2番地18

氏 名 登別ハイヤー株式会社 代表取締役 松本 崇之